

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 5 年 5 月 22 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象

農業委員会事務局

2. 監査の期間

令和 5 年 5 月 12 日から令和 5 年 5 月 22 日

3. 監査の範囲

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求めた。令和 5 年 5 月 12 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するとともに、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。

5. 監査の結果

指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。